

一宮齋場整備運営事業

実施方針

平成20年7月31日

一宮市

目 次

I	特定事業の選定に関する事項	1
II	民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
III	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	10
IV	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	10
V	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	11
VI	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	11
VII	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	12
VIII	その他特定事業の実施に関し必要な事項	12
別紙 1	位置図	14
別紙 2	事業スキーム	15
別紙 3	リスク分担表	16
様式 1	実施方針説明会 参加申込書	18
様式 2	実施方針に関する質問書	19
様式 3	実施方針に関する意見書	20

一宮市（以下「市」という。）は、一宮斎場整備運営事業（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の規定に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することを前提に計画を進めています。

本実施方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する事業者の選定に関する基本的な考え方を定めるものです。

I 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

一宮斎場整備運営事業

(2) 公共施設等の管理者等の名称

一宮市長 谷 一夫

なお、斎場は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する「公の施設」として位置付ける予定です。

(3) 一宮斎場の概要

本事業は、一宮市における斎場として奥町字六丁目山24番地に以下の施設を設置します。詳細は、IVの1施設の概要及び規模等を参照してください。

- ・敷地面積 約11,690㎡（既存の斎場施設の敷地を含む。）
- ・火葬炉数 火葬炉 13基（内大型炉1基）
動物炉 1基
汚物炉 1基
- ・待合室 6室
- ・告別室 4室
- ・収骨室 4室 ほか

【基本方針】 （一宮斎場建替基本計画(H18年11月)より)

- 1 経済性が高く合理的な斎場
- 2 良質なサービスを提供する緑豊かな斎場
- 3 すべての利用者にわかりやすく、使いやすい斎場
- 4 省資源や省エネルギー対策など、環境に配慮した斎場
- 5 効率的な整備手法を導入した斎場

(4) 事業の目的

既存の斎場施設は、昭和38年に設置して以来45余年が経過して、施設の老朽化が進んでいます。一方、平成17年4月に、一宮市、尾西市、木曾川町が合併し、火葬件数の増加に伴い利用ニーズの十分な対応が困難となりつつあります。このため、今後の急激な高齢化に伴う火葬需要の増加に対応するものとして建替えによる新しい施設を整備するものです。既存の斎場施設は新しい施設の供用開始後に廃止します。

また、本事業を進めるに当たっては、財政支出の削減及び財政運営の効率化を図っていくことも重要な課題であることから、PFI方式の導入により、民間活力によるサービス水準の向上並びに財政支出の削減及び平準化を目指すものです。

なお、事業の実施に際しては、地元経済発展への配慮に期待しています。

(5) 事業の内容

(ア) 事業方式

BTO方式

(イ) 事業期間

- ・設計・建設期間は、平成21年度から平成22年度までの2年間
- ・運営期間は、平成23年度から平成37年度までの15年間

(ウ) 業務範囲

以下の業務範囲とし、詳しくは要求水準書に示します。

①施設整備業務（設計・建設等業務）

- ・事前調査業務
- ・設計業務
- ・建設業務
- ・備品等整備業務
- ・工事監理業務
- ・仮設待合室等設置業務
- ・環境保全対策業務
- ・所有権移転業務
- ・各種申請等業務

②維持管理業務

- ・建築物保守管理業務
- ・建築設備保守管理業務
- ・清掃業務
- ・植栽・外構・緩衝緑地維持管理業務
- ・警備業務
- ・環境衛生管理業務
- ・火葬炉保守管理業務

- ・備品等管理業務
- ・残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務

③運営業務

- ・予約受付業務
- ・利用者受付業務
- ・告別業務
- ・炉前業務
- ・収骨業務
- ・火葬炉運転業務
- ・火葬業務（汚物・動物含む）
- ・待合室提供業務
- ・自動販売機設置業務
- ・料金徴収代行業務
- ・その他本施設運営上必要な業務

④既存施設の解体業務

- ・既存施設の解体業務
- ・廃棄物の処分業務
- ・跡地整備業務

(エ) 事業者の収入

①市が支払うサービス購入料

上記（ウ）に示す各業務を行うことに対して、市は事業者サービス購入料を支払います。また、その方法は事業期間中毎年度、平準化して支払います。市が支払うサービス購入料の上限額については、募集要項に示す予定です。

サービス購入料は、物価変動、金利変動があった場合には、契約に従って改定します。特に、物価変動等が一定程度の上昇があった場合、契約金額について協議することがあります。

事業者の契約の履行状況により、市は事業者サービス購入料を、減額または停止する場合があります。

なお、斎場は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に規定する「公の施設」として位置付ける予定であり、火葬場の使用料（火葬炉使用料、待合室使用料）は、市の収入となります。

②自動販売機の収入

自動販売機の収入は、直接事業者の収入となります。

(6) 事業のスケジュール（予定）

(ア) 事業予定者選定 平成21年1月

*事業者は、平成21年3月までに、本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立します。

(イ) 仮契約	平成21年2月
(ウ) 契約議案の議会への提案	平成21年3月
(エ) 事業契約の締結	平成21年3月
(オ) 施設の設計・建設	平成21年4月～平成23年3月（2ヵ年）
(カ) 施設の維持管理・事業運営	平成23年4月～平成38年3月（15年間）
(キ) 既存施設の解体撤去	平成23年4月～平成23年9月
(ク) 施設の引渡し	平成23年3月

(7) 法令等の遵守

本事業を実施するにあたっては、以下の法令等を遵守すること。

- ・墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・消防法（昭和23年法律第186号）
- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）
- ・電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ・振動規制法（昭和51年法律第64号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- ・健康増進法（平成14年法律第103号）
- ・危険物の規制に関する政令（昭和34年政令306号）
- ・動物処理場等に関する条例（昭和24年愛知県条例第3号）
- ・胞衣及び産汚物取締条例（昭和23年愛知県条例第17号）
- ・県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）
- ・墓地埋葬等に関する法律施行細則（昭和24年愛知県規則第99号）
- ・人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成6年愛知県条例第33号）
- ・火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成12年3月火葬場から排出されるダイオキシン削減対策検討会答申）
- ・一宮市斎場条例（昭和41年条例第27号）
- ・一宮市霊園管理事務所設置規則（平成元年規則第28号）
- ・一宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成16年条例第37号）

- ・一宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年条例第10号）
- ・一宮市環境基本条例（平成16年条例第19号）
- ・一宮市建築基準法施行細則（昭和57年規則第11号）
- ・一宮市都市計画法施行細則（平成14年規則第22号）
- ・一宮市都市景観条例（平成7年条例第14号）
- ・その他施設の建設、維持管理及び運営に関する関係条例等

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

- （1）本事業をPFI事業として実施することにより、公共サービスの水準の向上を期待できること、及び事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とします。具体的には、次により評価を行います。
 - （ア）PFI事業として実施することの定性的評価
 - （イ）市の財政負担見込額による定量的評価
 - （ウ）事業者に移転するリスクの評価
 - （エ）上記による総合的評価
- （2）市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行います。
- （3）特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、事業者の選定その他公共施設等の整備等への影響に配慮しつつ、速やかに公表します。
- （4）前号の公表は、公告の手続きをもって行います。

II 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本事業への参画を希望する事業者を広く募集し、事業の透明性及び公平性の確保に十分留意しながら事業者の選定を進めていきます。

事業者の募集及び選定に当たっては、公募型プロポーザル方式により行います。

2 事業者の募集及び選定の手順

本事業における事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおり予定しています。

平成20年 7月31日(木)	実施方針等の公表
平成20年 8月 6日(水)	実施方針等に関する説明会
平成20年 8月 1日(金)～8月 13日(水)	実施方針等に関する意見等の受付
平成20年 8月29日(金)	実施方針等に関する意見等に対する回答
平成20年 9月	特定事業の選定・公表
平成20年 9月	債務負担行為の議案の提出予定
平成20年 9月	募集要項等の公表・交付
平成20年 9月	募集要項に対する説明会及び現地見学会
平成20年 9月	募集要項等に関する第1回質問受付
平成20年 9月	募集要項等に関する第1回質問に対する回答
平成20年10月	参加表明書、参加資格審査申請書類受付
平成20年10月	参加資格審査結果の通知
平成20年10月	募集要項等に関する第2回質問受付
平成20年10月	募集要項等に関する第2回質問に対する回答
平成20年12月	提案書の受付
平成21年 1月	優先交渉者決定及び公表
平成21年 2月 (予定)	仮契約締結
平成21年 3月 (予定)	事業契約締結

実施方針等に関する説明会を次のとおり開催します。

なお、事前の申し込みは不要としますが、当日は実施方針巻末の様式1を記入のうえ提出してください。

参加人数は1社2名以内でお願いします。

日時：平成20年8月6日(水) 16:00～

場所：一宮市環境センター 3階研修室

※説明会においては、実施方針等の配布は行いません。

3 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

(ア) 応募者は、施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）、火葬炉を設計・製作する企業（以下「火葬炉企業」という。）、施設の維持管理を行う企業（以下「維持管理企業」という。）及び施設の運営を行う企業（以下「運営企業」という。）を全て含む複数の企業により構成されることを基本とし、代表企業を定めるものとします。参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）の提出時には、応募者の構成員（設計企業、建設企業、火葬炉企業、維持管理企業、運営企業の別）について明らかにすることとします。

ただし、火葬炉企業については構成員としないことを認めます。火葬炉企業を構成員としない場合は、協力企業（構成員から業務を受託する企業）となる火葬炉企業名を明らかにすることとします。

(イ) 建設企業が設計企業の資格要件を満たしている場合は、建設企業が設計企業を兼ねることを認めます。

(ウ) 建設企業や火葬炉企業が、維持管理企業や運営企業の一部又は全部を兼ねることを認めます。

(エ) 維持管理企業が、運営企業の一部又は全部を兼ねることを認めます。

(オ) 原則として、資格確認申請書の提出後、提案書提出締め切り時までには構成員及び協力企業である火葬炉企業を変更することはできません。ただし、やむを得ない事情であると市が判断した場合には、代表企業以外の構成員及び協力企業である火葬炉企業の変更を認めることがあります。なお、この場合でも、変更しようとする新構成員が、参加資格確認申請時点で応募者の資格要件を満たしていない場合には、新構成員の変更は認めません。

(カ) ある応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできません。

ただし、火葬炉企業については、ある応募者の構成員であるか否かを問わず、複数の他の応募者の協力企業となることが可能です。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者は、次の参加資格要件を満たす構成員を含むものとします。

(ア) 設計企業

設計企業は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること、又はそれと同等の資格、実績を有していること。

(イ) 建設企業

建設企業は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けたものであること。また、一宮市平成 20、21 年度建設工事等参加者名簿（格付表）業種「建築」に登録しており、当該登録の際に客観的事項について算定された経審点数（総合評定ポイント）が 900 点以上であること。

（ウ）火葬炉企業

火葬炉企業は、火葬炉を同一施設に一括で 13 基以上納入・設置した実績のある者であること。なお、協力企業である火葬炉企業についても同様とします。

（3）構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできません。

- （ア） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- （イ） 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。
- （ウ） 破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定による破産の申立てがなされている者。
- （エ） 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者。（手続開始の決定を受けた者は除く。）
- （オ） 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の申立てがなされている者。（手続開始の決定を受けた者は除く。）
- （カ） 本市の指名停止の処置を受けている者。
- （キ） 本事業のアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。（（ク）において同じ。）
本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりです。
パシフィックコンサルタンツ株式会社
日比谷パーク法律事務所
- （ク） 審査委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。
- （ケ） 最近 1 年間の法人税、消費税又は法人事業税を滞納している者。

（4）SPC の設立

応募者は、優先交渉者決定後、SPC（会社法に基づく株式会社とします。）を設立すること。なお、代表企業は必ず SPC へ出資することとし、その出資比率は出資者中最大となること。

また、設計企業は出資を義務付けませんが、構成員の出資合計は全体の過半を超えるものとしてください。

(5) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とします。ただし、参加資格確認後、応募結果の公表までの期間、及び優先交渉者決定後、仮契約締結までの期間に、応募者又は応募者を構成する企業が上記参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とします。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 審査委員会

学識経験者等で構成するPFI事業審査委員会が提案書類等の審査を行い、市は、審査委員会の審査により選定された最優秀提案をもとに、優先交渉者を決定します。

審査委員会の構成

委員長	奥野 信宏	中京大学 総合政策学部長
委員	鈴木 賢一	名古屋市立大学大学院 芸術工学研究科教授
	臼井 孝嘉	公認会計士
	山口 善司	一宮市副市長
	濱地 仁	一宮市建設部長

(2) 審査の手順及び方法

(ア) 参加資格審査

参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を応募者に通知します。

(イ) 提案書類審査

「事業者選定基準」に従って、審査委員会において提案書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定します。

(ウ) 審査事項

審査事項は「募集要項」に添付する「事業者選定基準」に示します。

(エ) 審査結果

審査結果は公表します。

(オ) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は市には帰属しませんが、公表、展示その他市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、市はこれを無償で使用することができるものとします。

Ⅲ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における施設の整備、維持管理及び運営の責任は、原則として事業者が負うものとします。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者との協議のうえ、市が責任を負うものとします。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として別紙3に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、契約において定めます。

3 事業の実施状況の監視

市は、事業者が実施する施設の整備、維持管理及び運営について、定期的に監視を行います。監視の方法、内容等については、契約において定めます。

また、事業者の提供する施設の整備、維持管理及び運営に係るサービスが十分に達せられない場合、市はサービス購入料の減額等を行うとともに、事業者に対して修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができることとします。サービス購入料の減額等の方法、内容等については、契約において定めます。

Ⅳ 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 施設の概要及び規模

(1) 建設予定地：一宮市奥町字六丁山24番地

- ・用途地域：市街化調整区域
- ・建ぺい率：60%
- ・容積率：200%

(2) 土地の所有関係：市所有（事業期間中、事業者に対して無償貸付する予定です。）

(3) 敷地面積：約11,690㎡（既存の斎場施設の敷地を含む。）

(4) 市が想定する延床面積：2,760㎡以下

(5) 各施設の機能

(ア) 火葬炉数

- ・火葬炉：13基（内大型炉1基）

幅60cm×高さ50cm×奥行200cm 12基

幅70cm×高さ65cm×奥行220cm 1基

- ・動物炉：1基

- ・汚物炉：1基

(イ) 待合室：6室

(ウ) 告別室：4室

- (エ) 収骨室：4室
- (オ) 駐車場施設
 - ・普通車 60台
 - ・マイクロバス用 8台
 - ・身障者用 3台
 - ・動物炉利用者用 2台

V 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、契約中に規定する具体的措置に従います。

また、契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とします。

VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとします。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができます。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は契約を解約することができます。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は契約を解約することができます。
- (3) 前号の規定により市が契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければなりません。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は契約を解約することができるものとします。
- (2) 前号の規定により事業者が契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとします。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議します。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は契約を解約することができるものとします。

4 金融機関と市の協議（直接協定）

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結します。

5 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は契約において定めます。

VII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I 法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市は、事業者が措置並びに支援を受けることができるよう努めます。

VIII その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

- ・債務負担行為設定に関する議案を提出する予定です。（平成20年9月）
- ・P F I 契約に関する議案を提出する予定です。（平成21年3月）
- ・土地の無償貸付に関する議案を提出する予定です。（平成21年3月）
- ・公の施設の設置条例及び指定管理者の指定に関する議案を提出する予定です。（平成21年3月）

2 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とします。

3 情報の提供

本事業に関する追加的な情報に関しては、適宜、一宮市ホームページに掲載します。

4 実施方針等に関する意見・質問

（1）実施方針等に関する意見等の受付

実施方針等に関する意見等については、本実施方針巻末の様式2、3に従って記載し、持

参、郵送又はEメールにより、平成20年8月1日(金)～8月13日(水)の期間に受け付けます。持参又は郵送の場合は、MS - Excel で様式2を作成のうえ、当該データを納めたフロッピーディスクを添付してください。

なお、持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送及びEメールは、最終日の午後5時必着とします。

受付場所 愛知県一宮市霊園管理事務所
(一宮市環境センター 環境部清掃対策課内)
〒491-0201
愛知県一宮市奥町字六丁山52番地
TEL : 0586-45-7004
FAX : 0586-45-0923

Eメール seiso@city.ichinomiya.lg.jp

(2) 実施方針等に関する意見等に対する回答

実施方針等に関する意見等に対する回答書を平成20年8月29日(金)に一宮市ホームページにおいて掲載します。

ホームページアドレス :

<http://www.city.ichinomiya.aichi.jp/division/seiso/saijyo.html>

その他、本実施方針等に関する内容以外の問合せ先は、次のとおりとします。

問い合わせ先

愛知県一宮市霊園管理事務所
(一宮市環境センター 環境部清掃対策課内)

〒491-0201 愛知県一宮市奥町字六丁山52番地
TEL : 0586-45-7004
FAX : 0586-45-0923
E-mail : seiso@city.ichinomiya.lg.jp